

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(當日が休日は、
當たる翌日)

第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

昭和四十年十一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市湖山町字白浜二、九六〇—八五(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

解除の理由

宅地造成のため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて総覽に供する。)

鳥取県告示第五百七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十年十一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

氣高郡鹿野町大字水谷字稗山一〇一九一一、一〇一九一二、一〇一九

三(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律)

告 示

鳥取県告示第五百七十二号

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鹿野町役場に備え置いて縦覽に供する。)

鳥取県告示第五百七十四号

指定施業要件指定予定保安林に関する通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十年十一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

倉吉市、東伯郡三朝町、東伯町、閑金町、赤崎町

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採は、定めない。

2 主伐として伐採ができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

口 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び倉吉市役所、三朝町役場、東伯町役場、閑金町役場、赤崎町役場に備え置いて

鳥取県告示第五百七十五号

指定施業要件指定予定保安林に関する通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十年十一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

東伯郡泊村

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採ができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び泊村役場に備え置いて縦覽に供する。)

鳥取県告示第五百七十六号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）

第三十条の規定により告示する。

昭和四十年十一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

東伯郡羽合町

二 保安林として指定された目的

東伯郡東郷町

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

土砂の崩壊の防備

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び羽合

町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百七十八号

ら、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年十一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

東伯郡東郷町

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をことができる立木は、倉吉地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び東郷

町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百七十八号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）

第三十条の規定により告示する。

昭和四十年十一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

東伯郡東郷町

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び東郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百七十九号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年十一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十年十一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

東伯郡三朝町

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百八十号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年十一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十年十一月十六日

東伯郡三朝町

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

H 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

H 立木の伐採の限度

1 立木の伐採の限度

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百八十一号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年十一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

倉吉市

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

H 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

H 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

1 立木の伐採の限度

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百八十二号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年十一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

倉吉市

二 保安林として指定された目的

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種

3 間伐は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百八十三号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十年十一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

東伯郡閼金町

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び閼金町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百八十四号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十年十一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

東伯郡閼金町

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百八十五号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年十一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

東伯郡東伯町

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採ができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐は、次のとおりとする。

鳥取県告示第五百八十六号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年十一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

東伯郡東伯町

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採ができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- (「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び東伯

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百八十七号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年十一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

東伯郡北条町（国有林）

二 保安林として指定された目的

東伯郡北条町（国有林）

三 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

（関係書類を鳥取県農林部林務課及び北条町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百八十九号

漁船損害補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、漁船損害補償法施行令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年十一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

境港市外江町三五二九 三宅 実

〃 三五〇〇 竹内 炳治

2 加入区

外江加入区

3 漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

昭和四十年十一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

東伯郡赤崎町（国有林）

二 保安林として指定された目的

旧跡の風致の保存

三 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

（関係書類を鳥取県農林部林務課及び赤崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

外江漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

昭和四十年十一月十六日から昭和四十年十二月十五日まで

2 縦覧場所

外江漁業協同組合

鳥取県告示第五百九十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十年十一月九日から用途廃止した。

昭和四十年十一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地 目 面 積 用 途

鳥取市湯所町一四二の五地先から一四八
地先まで

水路敷 二七・五三坪 水路敷